

「公告」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

「公告制度」

公告についてのご質問を頂きましたので、今回はその件についてご説明致します。

公告（公告制度）とは、宗教法人法の三つの特徴である「認証制度」「責任役員制度」「公告制度」の一つです。

① **認証制度** 宗教法人を設立、合併、解散、規則の変更を行う場合には、所轄庁の認証を受ける必要があります。（規則とは宗教法人規則の事です。以下同じ）

② **責任役員制度** 宗教法人には必ず三名以上の責任役員（うち一名は代表役員）をおき、規則に定めのない事項は、責任役員会で決議する必要があります。

③ **公告制度** 宗教法人が重要な事項（合併、解散、財産の処分など）を行う場合には、檀家、信者、その他の利害関係者に公告をする必要があります。

この公告制度のなかで、合併、解散は、皆様には馴染みのない事だと思えます

ので、財産の処分などで公告が必要な場合について詳しくご説明致します。

一、不動産、または財産目録に掲げる宝物を処分し、または担保に供する場合

二、借入（当該会計年度内で償還する一時的な借入を除く）、または保証をする場合

三、主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却、著しい模様替えをする場合

四、境内地の著しい模様替えをする場合

五、主要な境内建物の用途、もしくは境内地の用途を変更し、またはこれらを当該宗教法人の第二条に規定する目的以外の目的に供する場合

右記に掲げた事項を行う場合には、規則の定めにより、檀家、信者、その他の利害関係者に、その行為の要旨を、一か月以上前までに公告により知らせなければなりません。皆さんのお手元にある規則には、公告について定めがあると思えますが、ない場合には責任役員会に諮り、公告をする必要があります。ただし上の三から五の事項で、緊急の必要がある場合、または軽微なものである場合、五に掲げる行為で一時的なものである場合には、例外とさせていただきます。また公告に際して、異議を申し立てられた場合には、丁寧に説明しご理解いただくか、再検討をする必要があります。

「公告の方法」

公告が必要な場合において、一般的には事務所や本堂内などの目につきやすい場所に一定期間掲示する方法のほか、寺報などに掲載して配布する方法もあると思えます。

規則に定めがある場合には、それに従い公告を行う必要がありますが、公告の趣旨が周知徹底される方法で無ければなりません。最近では情報開示の重要性から、寺院のホームページに掲載するところもあります。また公告を行った場合には、公告の証拠（掲示板の写真や、公告を行った寺報などの現物など）を保管し、檀家、信者、利害関係者などの複数名の確認の署名を記載した証明書の作成が必要です。公告が必要な認証を行う場合に、証明書があるとスムーズに申請が行えると思えます。逆に公告を怠ったり、公告の方法などが不十分だった場合には、認証の申請が受理されなかったり、財産の処分等が無効となる場合があるのに注意が必要です。

公告制度は、規則や法律で定められているから、というのではなく、より開かれた寺院となる為に必要な情報開示や、檀家や信者などの利害関係者との、より良い信頼関係の構築に必要なのだと思えます。